

奈良県告示第二百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域として平成二十二年十二月奈良県告示第二百九十三号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成三十年十二月七日

奈良県知事 荒 井 正 吾

区 域 の 名 称	区 域	縦 覧 場 所
生駒市西菜畑町（〇〇一）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計画課
生駒市西菜畑町（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計画課
生駒市門前町（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県郡山土木事務所 及び生駒市役所事業計画課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。